

東京日産コンピュータシステム株式会社 定款

1989 年 2 月 22 日作成
1989 年 2 月 28 日認証
1989 年 3 月 2 日制定
1994 年 2 月 28 日改正
1994 年 4 月 6 日改正
1998 年 2 月 24 日改正
2000 年 2 月 28 日改正
2001 年 5 月 22 日改正
2002 年 6 月 18 日改正
2003 年 3 月 3 日改正
2003 年 6 月 18 日改正
2003 年 12 月 4 日改正
2004 年 6 月 23 日改正
2005 年 6 月 22 日改正
2006 年 6 月 21 日改正
2009 年 6 月 19 日改正
2010 年 1 月 6 日改正
2012 年 6 月 21 日改正
2013 年 6 月 20 日改正
2013 年 10 月 1 日改正
2015 年 6 月 18 日改正
2018 年 5 月 1 日改正
2020 年 6 月 18 日改正
2022 年 6 月 16 日改正

定 款

第1章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、東京日産コンピュータシステム株式会社と称し、英文では、TOKYO NISSAN COMPUTER SYSTEM CO., LTDと表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータ・ハードウェアの販売および輸出入、コンピュータ・ソフトウェアの開発および販売ならびに輸出入
- (2) 情報システムに関するコンサルティングおよび教育
- (3) 情報処理サービスの受託
- (4) コンピュータ・ハードウェア、ソフトウェアの保守サービス
- (5) コンピュータ・関連機器および関連事務用品の販売および輸出入
- (6) 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
- (7) 有料職業紹介事業
- (8) 古物の売買
- (9) 前各号に掲げる機器のリースならびにレンタル業
- (10) 前各号に付帯または関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区におく。

第 4 条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、25,200,000 株とする。

第 6 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 7 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第1項の規程による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 8 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 9 条 (基準日)

当会社は毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 10 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第 12 条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 13 条 (招集地)

当会社は、東京都で株主総会を開催する。

第 14 条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 17 条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 18 条 (議事録)

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

第 19 条 (員 数)

当社の取締役は、10 名以内とする。

第 20 条 (選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条 (任 期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条 (取締役会の設置)

当会社は、取締役会を置く。

第 23 条 (代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 24 条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときには、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 25 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条 (取締役会の決議方法等)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 28 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

第 31 条 (監査役および監査役会の設置)

当会社は、監査役および監査役会を置く。

第 32 条 (員 数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第 33 条 (選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 34 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 35 条 (常勤の監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 36 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 37 条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条 (監査役会の議事録)

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第 39 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 40 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 41 条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第 42 条 (会計監査人の設置)

当社は、会計監査人を置く。

第 43 条 (会計監査人の責任免除)

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第7章 計 算

第 44 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

第 45 条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

第 46 条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 47 条 (剰余金の配当等の除斥期間)

剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金および中間配当金には利息をつけない。